

令和4年度第2回箕面市個人情報保護制度運営審議会 議事録

日時：令和4年8月16日（火）

午前9：30～10：45

場所：箕面市役所本館2階特別会議室

日程第1 諮問事項について

文書管理・電子決裁システムの導入について

【担当：総務部総務室】

【概要】

行政のデジタル化推進の一環として、令和5年5月より文書管理・電子決裁システム（以下、「本システム」）を導入するにあたり、税や国民健康保険・福祉などの住民情報を除く個人情報を、システム内で処理する。

よって、個人情報保護条例第11条の規定に基づき、諮問するものである。

【質疑応答】

委：①本システム内で扱われる個人情報は、具体的にどのようなものがあるか。

②住民情報系システムから出力される文書は、高度な個人情報を含むため現行のまま紙運用することだが、今後、行政手続のオンライン化が推進され、申請～完結まで全てデータでやりとりするとなった場合でも、紙運用のままとする予定か。

市：①主に、補助金や開示請求等の各種申請書に書かれている申請者名や連絡先などが該当する。

②まだ未定だが、今後電子申請が増えていくことは想定しているので、その時の状況を踏まえて各行政手続の内容に沿った適切な運用をしていきたいと考えている。

委：データは、文書を作成する業務システム（M-Net系）と本システムの両方に保存されるのか。また、保存期間終了後、データを廃棄する際は、アーカイブは残すのか。

市：データの重複がないように、最終的には本システムのみで保存するような運用とする予定。また、廃棄時はアーカイブは残さない。

委：①紙運用から電子化することで、文書の紛失・改ざん等が容易にできるようになるのではないかと。管理の適正化についてどう考えているか。

②データの閲覧権限はどのように設定するのか。

市：①常時バックアップをとること、また、完結文書についてはその後加工できないような仕様とすることで紛失・改ざんの対策を講じている。加えて、本システムへのアクセスログを全件記録することで、紛失・改ざん等への抑止力にもなると考えている。

②所属部署の文書データしか閲覧できないよう制御する。

委：誰かにログを削除されたりはしないか。

市：仕様は未定だが、管理者のみに権限を付与する予定。

委：某市役所職員が市の保有する個人情報をもつて流出させた事件があった。このことから、アクセスログの運用は今後重要となってくると思われる。抑止力になることも踏まえ、確実に運用してほしい。

委：共同調達に参加している市は、本市のシステム内情報を閲覧できるのか。

市：各市独立したシステムを構築しているため、他市職員が本市のシステム内情報を閲覧することはできない。本件はシステムの共同「利用」ではなく、共同「調達」である。

委：本システムを利用できるのは業務系端末内のみという認識でよいか。リモートワークでも利用可能とあったが、どういう仕組みになっているのか。

市：本システムは業務系端末のみからアクセス可能なクラウドで構築する。リモートワーク時は、自宅PCから庁内にある業務系端末にVPNを利用したセキュアな環境で接続し遠隔操作しているため、自宅でも作業は可能。遠隔操作なので、本システムは業務系端末内のみで使用し、自宅PCに個人情報が残ることはない。

委：今回の諮問目的は「システム共同調達事業に参加することについての是非」なのか、「共同調達後のシステムの運用方法についての是非」なのか。

市：「共同調達後のシステムの運用方法についての是非」である。

委：承知した。それであれば、本内容で問題ないかと思われる。「システム共同調達事業に参加することについての是非」に対して議論するのであれば、デメリット等含めて議論すべきである。

市：本件は、大阪府システム共同調達事業に参加することは意思決定済みであり、その後の運用方法についてお諮りするものである。

委：その件については承知した。

また本システムにおける「電子決裁」の部分についても、個人情報を取り扱うのか。

市：取り扱う。

委：決裁・承認する過程で、その文書に個人情報が記載される必要性が理解できない。申請された「内容」に対しての可否を承認すればよいのではないか。そこに個人の氏名や住所等は必要なのか。

市：決裁は、例えば「●●さんにAという決定を行う」といったように、個人

情報を含めた内容を確認し、行うものである。そこを伏せるとなると、誰に
どういった行政処分等をしたかがわからない。電子決裁するにあたり、個人
情報が必要となるため、本システムにおける「電子決裁」の部分においても、
個人情報保有することとなる。

委：承知した。

委：紙運用から電子化することで、承認の閲覧者が増えるのか。

市：承認の閲覧者は増えない。

委：そうなるとどういった点がBPR（※）になるのか。

（※BPR（ビジネスプロセス・リエンジニアリング）とは、現在の業務内
容やフローなどを根本的に見直し、再設計すること。）

市：手作業(文書の印刷・編綴・目録の入力等)の事務処理が軽減され、生じた人
的資源を他の業務に生かすことが可能となる。事務及び保存スペースを確保
したり、文書の保存期間を再検討できるなど、多角的な効果があると考えて
いる。

委：対象部署について、病院・水道局は含まれるか。

市：市立病院や上下水道局、競艇事業局も含まれる予定。

委：利用権限をしっかりと設定するなど、セキュリティ対策はしっかりと講じ
ること。

市：承知した。

【答申】

適切であると判断する。

付帯意見：セキュリティ上の安全管理措置を十分に講じること。

日程第2 その他

『箕面市個人情報保護条例の改正』について、9月に諮問予定。